

消火活動に重大な支障を生ずるおそれがある物質の指定について

平成 20 年 10 月 1 日消防局告示第 9 号

堺市火災予防条例(平成 20 年条例第 25 号)第 90 条に規定する消火活動に重大な支障を生ずるおそれがある物質で、消防長の指定するものを次のように定め、平成 20 年 10 月 1 日から実施する。

1 核燃料物質

原子力基本法(昭和 30 年法律第 186 号)第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質で、次の表の左欄に掲げる種類に応じて、それぞれ同表の右欄に定める数量を超えるもの

種類	数量
(1) ウラン 235 のウラン 238 に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物	ウランの量 300 グラム
(2) ウラン 235 のウラン 238 に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物	ウランの量 300 グラム
(3) (1)及び(2)の物質の 1 又は 2 以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	ウランの量 300 グラム
(4) トリウム及びその化合物	トリウムの量 900 グラム
(5) (4)の物質の 1 又は 2 以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	トリウムの量 900 グラム
(6) ウラン 235 のウラン 238 に対する比率が天然の混合率を超えるウラン及びその化合物	すべてのもの
(7) プルトニウム及びその化合物	すべてのもの
(8) ウラン 233 及びその化合物	すべてのもの
(9) (6)から(8)の物質の 1 又は 2 以上を含む物質	すべてのもの

2 放射性同位元素

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素で、放射線を放出するものの数量及び濃度は、数量については次の各号に掲げる数量を超えるものとし、濃度については 74 ベクレル毎グラムを超えるもの。ただし、自然に賦存する放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物で固体状のものに係る濃度については、370 ベクレル毎グラムを超えるもの

(1) 放射線を放出する同位元素が密封されていないものであって、その種類が 1 種類のものについては、次の表の左欄に掲げる種類に応じて、それぞれ同表の右欄に定める数量

種類	数量
ストロンチウム 90 及びアルファ線を放出する同位元素	3.7 キロベクレル
物理的半減期が 30 日を超える放射線を放出する同位元素(トリチウム、ベリリウム 7、炭素 14、硫黄 35、鉄 55、鉄 59 及びストロンチウム 90	37 キロベクレル

並びにアルファ線を放出するものを除く。)	
物理的半減期が 30 日以下の放射線を放出する同位元素(ふっ素 18、クロム 51、ゲルマニウム 71 及びタリウム 201 並びにアルファ線を放出するものを除く。)並びに硫黄 35、鉄 55 及び鉄 59	370 キロベクレル
トリチウム、ベリリウム 7、炭素 14、ふっ素 18、クロム 51、ゲルマニウム 71 及びタリウム 201	3.7 メガベクレル

(2) 放射線を放出する同位元素が密封されていないものであって、その種類が 2 種類以上のものについては、前号の表の左欄に掲げる種類の放射線を放出する同位元素のそれぞれの数量の同表の右欄に定める数量に対する割合の和が 1 となるようなそれらの数量

(3) 放射線を放出する同位元素で密封されたものについては、3.7 メガベクレル

(4) 放射線を放出する同位元素で時計その他の機器又は装置以外の物に密封されたもの(放電管、煙感知器その他の機器又は装置に装備されたものを除く。)であって、それらの集合したものについては、その集合したものごとに 3.7 メガベクレル

### 3 火薬類

火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第 2 条に規定する火薬類で、次の表の左欄に掲げる種類に応じて、それぞれ同表の右欄に定める数量(信号焰管、信号火せん、煙火(がん具煙火を除く。)、がん具煙火(クラッカーボールを除く。)、がん具煙火に該当するクラッカーボール及びその他の火工品(火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きょうを除く。))にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の数量)を超えるもの

種類		数量
火薬		5 キログラム
爆薬		すべてのもの
	工業雷管及び電気雷管	すべてのもの
	信管及び火管	すべてのもの
	導爆線	すべてのもの
	導火線	100 メートル
	電気導火線	500 個
	銃用雷管	2,000 個
	実包及び空包(建設用びょう打ち銃用空包を除く。)	800 個
	薬液注入用薬包	200 個
	建設用びょう打ち銃用空包	2,000 個
	コンクリート破碎器	1,000 個
	ロープ発射用ロケット	10 個
	鉦さい破碎器及び爆発せん孔器	すべてのもの
	爆発びょう	すべてのもの
	油井用火工品	すべてのもの
	信号雷管	25 個

鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品	すべてのもの
信号焰管及び信号火せん	5 キログラム
煙火(がん具煙火を除く。)	5 キログラム
がん具煙火(クラッカーボールを除く。)	25 キログラム
がん具煙火に該当するクラッカーボール	5 キログラム
その他の火工品(火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きょうを除く。)	5 キログラム

#### 4 有毒物質

毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する毒物及び劇物のうち、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 2 条第 7 項に規定する危険物及び危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)第 1 条の 10 第 1 項第 5 号及び第 6 号に規定するもの以外の物質で、次に定める数量以上のもの

- (1) 毒物については、30 キログラム
- (2) 劇物については、200 キログラム

#### 5 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第 2 条に規定する高圧ガスで、次の表の左欄に掲げる種類に応じて、それぞれ同表の右欄に定める数量以上のもの(液化ガスであるときは、質量 10 キログラムをもって容積 1 立方メートルとみなす。)

種類	数量
可燃性ガス(一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 2 条第 1 号に定めるもの。ただし、危険物の規制に関する政令第 1 条の 10 第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する物質を除く。)	10 立方メートル
毒性ガス(一般高圧ガス保安規則第 2 条第 2 号に定めるもの。)	2 立方メートル
その他のガス(消火設備に使用されている消火薬剤を除く。)	50 立方メートル

### 3 算定方法

告示に定められた物質の届出数量の算定方法は、次によることとする。

#### [放射性同位元素]

(1) 数量と濃度の双方が、告示で定められた数量を超える場合に規制対象となる。

	数量	濃度
密封された放射性同位元素	密封線源 (※1) 1個 (通常、1式又は1組で用いるものは1式又は1組)	密封線源 1個
密封されていない放射性同位元素	敷地全体 (※2)	容器 (※3) 1個

※1 放射性物質を漏れない容器に入れて、そのままの形で放射線源として使用するもののこと。

※2 密封されていないものは、無限に小分けを行うことが可能であり、容器1個の数量で判断することは不適切なため、敷地全体で判断することとする。

※3 濃度は、購入する際の容器1個ごとに判断する。

(2) 放射性同位元素が2種類以上ある場合、告示で種類ごとに定められた数量に対する割合の和が1を超える場合に届出を求めるものとする。

例：密封していないストロンチウム90を2キロベクレル、  
密封していないトリチウムを1.85メガベクレル取り扱う場合

$$\frac{2 \text{ キロベクレル}}{3.7 \text{ キロベクレル}} + \frac{1.85 \text{ メガベクレル}}{3.7 \text{ メガベクレル}} \div 1.04 \quad (\text{届出が必要})$$

#### [高圧ガス]

2以上の種類の高圧ガスを同一の敷地内で貯蔵し、又は取り扱う場合は、その数量を種類ごとに合算するものとする。

#### [その他の阻害物質]

種類ごとに合算するものとする。

4 貯蔵、取扱いの届出内容を変更する場合、速やかに届け出ること。廃止する場合はあらかじめ連絡をすること。変更又は廃止の際は、貯蔵又は取扱いを開始した際の届出書の写しを提出すること。